経済産業省

平成16・03・11原院第1号
平成１６年３月２２日

経済産業省原子力安全・保安院長　佐々木　宜彦

電気用品の取扱いについて（内規）

電気用品のうち電源コードセット及び部分品の取扱いについて、次のとおり定める。

１．定義

(1) 「電源コードセット」とは、電線（ケーブル、コード、キャブタイヤケーブルをいう。）の両端に差込み接続器（差込みプラグ、コードコネクターボディ、アイロンプラグ、器具用差込みプラグ、その他の差込み接続器をいう。以下同じ。）を組み合わせたものをいう。

(2) 「電気機器」とは、一般用電気工作物に接続して用いられる機械器具等（電気用品安全法（以下「電安法」という。）施行令別表第一第五号から第十号及び別表第二第五号から第十一号までに定めるもの（以下、「電気用品」という。）を含む。）をいう。

(3) 「部分品」とは、電安法施行令別表第一第一号から第五号まで及び別表第二第一号から第六号までに定めるもののうち、電気機器に組み込まれるもの（電気機器に直付けされるものを含み、電源コードセットを除く。）をいう。

(4) 電源コードセットについて、「汎用性がないもの」とは、これを同梱する電気機器以外の電気機器で使用できないようにするため、次の何れかの措置が講じられているものをいう。

①電源コードセットの差込み接続器（差込みプラグを除く。）が特殊な形状（規格化、標準化されていない形状）であること

②電源コードセットを同梱した電気機器以外の電気機器では使用できない旨を取扱説明書に記載していること

(5) 電源コードセットについて、「汎用性があるもの」とは、上記(4)以外のものをいう。

2．電源コードセット及び部分品の取扱い

民間事業者の活動	電安法上の取扱い
(1) 電気機器を輸入する場合	①部分品（補修用を含む。以下同じ。）については、電気機器の電安法上の取扱いに基づくこととする。 ②電気機器に同梱して、又は同梱するために、輸入する電源コードセット（補修用を含む。以下同じ。）であって、汎用性があるものについては、電安法に規定する義務を履行しなければならない。 ③電気機器に同梱して、又は同梱するために、輸入する電源コードセットであって、汎用性がないものについては、電気機器と一体とみなし、電気機器の電安法上の取扱いに基づくこととする。
(2) 電気機器を製造する場合	①自らが製造又は輸入する部分品については、電気機器の電安法上の取扱いに基づくこととする。 ②電気機器に同梱するために自らが製造又は輸入する電源コードセットであって、汎用性があるものについては、電安法に規定する義務を履行しなければならない。 ③電気機器に同梱するために自らが製造又は輸入する電源コードセットであって、汎用性がないものについては、電気機器と一体とみなし、電気機器の電安法上の取扱いに基づくこととする。
(3) 部分品又は電源コードセットを単一で販売するために製造又は輸入する場合（ただし、電気機器を製造又は輸入する者が当該電気機器の購入者に補修用として供給するために製造又は輸入する場合を除く。）	部分品又は電源コードセットについては、電安法に規定する義務を履行しなければならない。